

## 議案第29号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立船上山少年自然の家）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立船上山少年自然の家
- 2 指定管理者 TKSS・富士総合警備保障共同企業体  
代表者 米子市米原八丁目11番49号  
株式会社TKSS  
代表取締役 田 中 富士夫  
鳥取市商栄町405番地1  
富士総合警備保障株式会社  
代表取締役 谷 口 道 明
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 理 由 船上山少年自然の家の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、TKSS・富士総合警備保障共同企業体を指定管理者として指定しようとするものである。